

第7章 文化財の防災・防犯の推進

1. 文化財防災・防犯の推進に向けた背景

文化財の防火対策について、国では昭和24年(1949)1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁と消防庁が連携して毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。しかし、平成31年(2019)4月にパリのノートルダム大聖堂の火災が発生し、美しい聖堂が大きな損傷を被りました。その後、文化庁が実施した国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査では、自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合等設備の不備や管理体制の脆弱性等が確認されました。このことを受けて、令和元年(2019)9月、文化庁、消防庁、国土交通省が連携し、『国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』が作成されました。さらに、同年10月に発生した首里城の火災を受けて、同年12月に『世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画』が策定され、令和2～6年度までの5か年間に計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面と、防災計画の策定や設備の定期点検、防災(防火)訓練の実施などのソフト面の両面から重点的な取組を進めることとされました。

一方、文化財の防犯については、全国各地で、無人の寺社における仏像等の美術工芸品の盗難が多発したため、防犯対策の徹底について文化財所有者等への注意喚起が促されてきました。こうした経緯のなかで平成22年(2010)4月に、無住の今養寺(大阪府)における重要文化財大日如来坐像の盗難などを受けて、次の通知が出されました。

- 1 特に、無人の寺社で文化財を保存・管理している場合には、改めて文化財の状況を確認すること。
- 2 見回りの回数を増やすなど、定期的な見回りを徹底すること。
- 3 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。
- 4 万一、盗難の被害にあった場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などの最新の記録をとり、台帳を作成すること。
- 5 所有者、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。

(出典：文化財の防犯対策について(平成22年4月26日 22庁財第139号))

また、京都府では、『京都府地域防災計画』(令和3年(2021)6月)において、文化財の災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。また、府内の市町村は、市町村地域防災計画において、文化財被災時の応急対策などを定めています。さらに、京都府並びに京都市において、『文化財所有者のための防災対策マニュアル』(平成23年(2011)3月)を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策を記しています。加えて、広域行政の枠組みとして、2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく『文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドライン』を策定し、その対策を進めています。

こうした国や府の計画やガイドラインに基づき、文化財の災害予防や防犯への確実な対応が必要とされています。

2. 京丹後市における文化財防災・防犯の現状

本市は昭和2年（1927）に発生した北丹後地震や昭和38年（1963）の三八豪雪など甚大な自然災害を体験してきました。このため、「京丹後市地域防災計画」〈令和4年（2022）3月修正〉を作成し、防災を進めています。そのなかでも文化財の災害予防、応急対策、災害復旧・復興も進めることとしています。このほか、ハザードマップを市民に配布して、災害に関する情報発信をしています。

さらに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民が自主的な防災活動を行うために設立した防災組織が行う防災資機材の購入等、防災士の資格取得及び地区防災計画・水害等避難行動タイムラインの作成に要する経費に対して、補助金を交付しています。

また1月26日の「文化財防火デー」に合わせて、毎年1月には、消防本部主催により文化財防火訓練を実施しています。

このほか、毎月15日を「京丹後市・防犯の日」と定め、年金支給日における振り込め詐欺等の防止を含む市民の意識の高揚を図ることを目的に、市内で街頭啓発活動を実施しています。加えて、京丹後市では平成26年（2014）以降、国の再編交付金を利用しながら、漁港や駅舎駐輪場、市内の主要な交差点、市外からの出入り口に防犯カメラを設置しており、合計で44基の防犯カメラが稼働して、安全で安心なまちづくりを進めています。

併せて、府による国・府指定等文化財や市指定・未指定文化財を対象とした防災事業に関する補助事業や、公益財団法人京都文化財団による融資制度等を活用し、防災・防犯設備の設置を推進しています。

3. 「京丹後市地域防災計画」における位置づけ

「京丹後市地域防災計画」（令和4年（2022）3月修正）では、文化財の「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」が記しています。

3-1. 災害予防計画

国民的財産である文化財を永く後世に伝え、保存継承するため、万一の災害時にも被害を最小限にとどめるための予防施策として以下の計画を設定しています。

●建造物災害予防

- ・各種法定防災設備未設置文化財への設置指導
- ・既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言
- ・必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進

●美術工芸品災害予防

- ・耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導
- ・必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進

●史跡、名勝、天然記念物災害予防

- ・指定地域の保全
- ・建造物防災に準じた措置

●その他文化財保護対策の推進

- ・文化財所有者、管理団体に対する防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底
- ・災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言

- ・文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言
- ・消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

3-2. 災害応急対策計画

文化財が被災した場合の応急対策として、文化財保護のための初動措置および下記の対策実施手順を示しています。

●文化財施設の保護

- ・文化財施設に火災が発生した場合、その所有者又は管理者は直ちに消防署へ通報する。また被災の防止、拡大防止に努める。
- ・消防署等関係機関及び当該地区区長は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。
- ・収納する建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないとき、仮保管、寄贈先あっせん等の措置を講ずる。
- ・文化財に被害が発生した場合、府指定の文化財にあつては府教育委員会に、国指定の文化財にあつては、文化庁へ報告する。
- ・被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。

●石油類流出事故発生時における天然記念物琴引浜（鳴き砂）等の応急対策

- ・現地調査を行い、被害状況等を調査する。
- ・調査結果をふまえ、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定める。
- ・海鳥等に被害が発生した場合は、府及び獣医師、関係団体等と連携・協力し、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護を行う。

●埋蔵文化財に関する応急措置

- ・府、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。
- ・発掘に関する費用は、災害復旧事業として認定されるよう国・府に要請し、原則として、地権者の負担がないように努力する。
- ・その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱を行う。
- ・災害復旧事業として認定された事業など、そのつど定める要件を備える案件については、公費負担により行うこととするよう府・国等に要請する。

3-3. 災害復旧・復興計画

文化財の災害復旧・復興について、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施すること、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議することが示しています。

4. 文化財の防災・防犯に関する課題

4-1. 文化財の災害予防対策・防犯対策の拡充

これまで、指定等文化財を中心に防火設備ならびに防犯設備の設置を進めてきましたが、未指定の文化財に関しても、災害発生時や盗難等からの被害を最小限に抑えるため予防対策をより一層推進していくことが求められます。また、日常の点検と併せて所有者への適切な指導を実施するとともに、毎年取り組んでいる文化財防火訓練を継続して実施し、文化財の防災・防犯に対する意識啓発に取り組む必要があります。

4-2. 災害発生時の対応の明確化

災害発生時には、より多くの文化財の被害情報を迅速に収集することが求められます。そのため、各地区、各機関との文化財リストの共有を行うほか、災害発生時の各地区や各機関における役割分担や対応マニュアル、文化財搬出ルートや文化財避難場所を示したマップ等を作成して多様な主体が連携・分担して対応にあたることのできる体制づくりが必要です。また、将来的には、災害リスクの高い文化財が分かるような文化財ハザードマップの作成等も検討する必要があります。

4-3. 日常的な防犯パトロールの導入

日々の暮らしのなかで身近な存在である寺院、神社や堂・祠などはこれまでは地区住民や氏子集団などで守られてきました。しかし、近年は無住の寺院や神社が増えるなど日常的に文化財の状態を見回る体制を構築することが必要です。このため日常の健康づくり散歩などかねて市民の暮らしに密着した文化財の盗難等からの被害を最小限に抑える必要性があります。

5. 文化財の防災・防犯に関する方針

本市の文化財の防災・防犯については、これまでの取組や課題を踏まえ、下記の4点を基本方針とします。

1 災害の歴史に学ぶ

丹後震災や三八豪雪などの災害の歴史を学び、その知恵を安全で安心できる暮らしに活かす。

2 防災・防犯に必要な機器類などの整備を推進する

自動火災報知設備や防犯カメラなど、防災・防犯に寄与する機器類が未整備の文化財を対象に文化財所有者や地区などと協働して、機器類の整備を推進する。

3 災害時や盗難時に備えるため、文化財データベースの定期的な更新・デジタル化等を図る

地域計画作成とともに整理した京丹後市文化財データベースの定期的な更新を図ると共に、順次、文化財のデジタル化などを進め、災害時や盗難時に備える。

4 多様な主体が協働で文化財の定期的な見回りを進める

学校や地区住民など多様な主体が協働して、日常の散歩などの機会を活用した地区の文化財見回りを定期的に進めることのできる体制づくりを構築する。

6. 文化財の防災・防犯に関する措置

「京丹後市地域防災計画」記載の内容および課題を踏まえ、着実に文化財の防犯・防災を推進するため、関連文化財群のストーリー1-3. <災害の歴史と記憶を伝える>に関する措置を含む、表7-1の8つの措置に取り組みます。

表7-1 防災・防犯に関する措置

番号	事業名・事業内容	主体			実施期間			財源	
		主管課	大学	団体	市民	前期 R5~R7	後期 R8・R9		次期 計画
再掲 1-3-1	丹後震災100周年の取り組み 令和9年3月に丹後震災100周年を迎えるにあたって、郷村断層の保存活用計画の策定、生野内地区上屋の改修、小池・樋口地区の保存活用を進め、山陰海岸ジオパークや防災に関する拠点施設として磨き上げをかけるとともに、防災意識の啓発をさらに進める。	文化財保護課、 観光振興課、 総務課	●	●	●	□	□	□	国庫補助金 市費
再掲 1-3-3	防災教育の推進 災害の記憶を示す写真や資料、復興建築や郷村断層を活用しながら、自然災害の脅威から身を守るための防災教育を避難訓練等とあわせ市内の小中学校で推進する。	学校教育課、 文化財保護課	●	●	●	□	□	□	国庫補助金 市費
防-1	防災・防犯設備の設置 未設置の文化財について、防災・防犯設備の設置を支援する。	文化財保護課、 消防本部 予防課		●		□	□	□	府補助金 市費
防-2	既設の防災・防犯設備の定期的な点検 文化財所有者が設置した既設の防災・防犯設備について定期的な点検実施を進める。	消防本部 予防課、 文化財保護課		●		□	□	□	府補助金 市費
防-3	「文化財防火運動」の実施 1月26日の「文化財防火デー」に合わせ、文化財防火運動の期間を設定し、文化財防火訓練および文化財所有者への立入検査（文化財防火査察）を実施する。また文化財所有者への周知と協力依頼、報道機関への情報提供、市広報、防災行政無線、HP等の活用による啓発を行う。	消防本部 予防課、 文化財保護課		●	●	□	□	□	市費
防-4	文化財避難計画の作成 文化財所有者の火災・災害時の文化財の搬出ルート、連絡体制などを示した文化財避難計画作成を進める。また、未作成の文化財について、文化財所在カードの作成を進める。	文化財保護課、 消防本部 予防課、 総務課		●			□	□	市費
防-5	文化財災害対応マニュアルの作成 文化財所有者の災害発生時の行動計画を示したマニュアル（危機管理マニュアル）作成を進める。	文化財保護課、 消防本部 予防課、 総務課		●			□	□	市費
防-6	文化財パトロールの実施 文化財をパトロールすることによって状況を確認し、盗難等の被害を確認した場合は速やかに関係機関に届けるなど地区単位で文化財防犯の取り組みを進める。	文化財保護課、 総務課		●			□	□	市費

7. 文化財の防災・防犯に関する体制づくり

本市における文化財^{ほふさい}防災・防犯^{ぼうはん}に関する役割分担^{やくわりぶんたん}を次のとおり設定し、文化財の防災・防犯を推進する。

(1) 災害予防・防犯予防の体制整備方針と推進体制

平時から、自然災害^{しぜんさいがい}や盗難^{とうなん}などの予防のため、各主体に応じた対策を講じる。

○文化財所有者

- ・指定等文化財に消火器具^{しょうかかきぐ}、スプリンクラー設備^{じどうかさいぼうちせつび}や自動火災報知設備^{しやうぼうようせつび}などの消防用設備等の設置、維持（点検など）、建物内部の防火対策^{ぼうかたさいく}、防犯カメラ^{ぼうはん}などの設置を進める。

○行政

- ・文化財データベースを更新するなど、発災^{はつさい}前の準備体制^{じゆんびたいせい}の構築を進める。
- ・大規模災害^{だいきぼさいがい}・火災^{かさい}などに備え、資料のデジタル化を継続して実施する。
- ・指定等文化財への消防用設備等設置への支援を行う。
- ・丹後古代の里資料館^{しんごこくご}など、被災時に文化財保全拠点^{ぼんぜんきよてん}となる施設の役割分担などの調整を進める。

○市民

- ・健康増進^{けんこうぞうしん}の観点から「ウォーキング」、「ランニング」、「サイクリング」のコースに文化財を組み入れ、異変があれば行政に通報するなど、文化財防災・防犯パトロール活動への参加に努める。

(2) 災害応急対策の体制整備方針と推進体制

災害が発生した場合、各主体が応急対策^{おうきゅうたいさく}を進める。

○文化財所有者

- ・指定等文化財などが被災した場合、市の文化財部局に被害の状況を報告し、必要な手段を講じる。

○行政

- ・国や京都府の協力を得て、可能な限り文化財の価値を損なわないよう、応急対策を講じる。
- ・大規模災害の場合、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請する。

○市民

- ・個別の文化財情報について、行政や専門家に伝え、迅速^{じんそく}かつ適切な応急対策の実施につながるよう、行動する。

(3) 災害復旧・復興の体制整備方針と推進体制

大規模な災害からの復旧^{ふっきゅう}・復興^{ふっこう}に向けて、各主体に応じて対策を進める。

○文化財所有者

- ・文化財が被災した場合には、市の協力を得て、速やかに復旧・復興を進めることを検討する。

○行政

- ・国や京都府の協力を得て、各種補助制度を活用した速やかな復旧・復興を検討する。
- ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査^{まいざうぶんかざいほくつちようさ}は、国、兵庫県の協力を得て調査の実施を検討する。

○市民

- ・自らが被災しなかった場合には、被災地域の文化財の復旧や復興に向けた取り組みに参加することを検討する。